

湯河原町告示第31号

湯河原町住宅庭木伐採等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町住宅庭木伐採等補助金交付要綱の一部を改正する告示
湯河原町住宅庭木伐採等補助金交付要綱(平成31年湯河原町告示第23号)の一部を次のように改正する。

第3条中「者は」の次に「、住民登録者のうち」を加える。

第5条第1項中「、住民登録者については」を削り、同項ただし書を削る。

第6条第1項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の湯河原町住宅庭木伐採等補助金交付要綱の規定は、令和8年度以後の補助金の申請について適用し、令和7年度分までの補助金の申請については、なお従前の例による。